

# 1 特定非営利活動促進法の目的と法人格取得の効果

## (1) 法律の目的と特徴

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど、さまざまな分野においてボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」と略します。）は、営利を目的としない活動を行う団体が法人格を取得する途を開き、活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月に施行されました。

NPO法は、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」と略します。）の自主性・自立性を尊重する観点から、行政の関与は極力少ないものとなっています。その一方で、NPO法人自らが団体情報を公開することが義務づけられています。これは、NPO法人の情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得、あるいは“市民の目による監督”を受けることで、NPO法人は“市民によって育てられる”という考え方によるものです。

## (2) NPO法人格取得の効果

法人格を取得することで、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義で権利義務関係を処理することができます。

一方では、NPO法に定められた情報開示等の義務を果たさなければならないことから、一定の事務処理能力が求められます。また、活動分野を変更したり、解散する場合も、法に定める手続きが必要です。法人格を取得するかどうか、その効果と主な注意点について、メンバーの皆さんと話し合しましょう。

### NPO法人格取得の効果と注意点（主なもの）

次のようなメリットがあります	次に注意しましょう
○法人名での行為ができます。 ・銀行口座の開設、不動産の登記、各種の契約行為（不動産賃貸借契約、委託契約など） ○社会的信用が高まり易くなります。 ・認証や登記により、一定要件を満たした法人であることがわかります。 ・情報開示により団体の活動を知ってもらう機会が増えます。	○NPO法に定められた義務を果たさなかったり、法に反した場合は罰則が適用されます。 ○活動状況、会計のみならず、役員や社員の住所も情報公開の対象となります。 ○会計処理はNPO法人会計基準に基づいて処理することが望めます。 ○NPO法人は課税対象です。 ○NPO法人を解散する際に、財産は分配できません。

## 2 NPO法人の設立について

### (1) NPO法人の要件

NPO法人は、次の要件を満たすことが必要です。

	内 容
目的・活動内容	<p>① <b>特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。</b>  「特定非営利活動」とは、4 ページの 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。  構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しません。  なお、特定非営利活動に必要な資金確保や運営費に充てるため、特定非営利活動に支障がない限り、「その他の事業」を行うことができますが、その場合は会計を区分し、その利益はすべて特定非営利活動に繰り入れなくてはなりません。</p>
	<p>② <b>営利を目的としないこと。</b>  「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対して収益を分配したり、財産を還元したりすることを目的としないことをいいます。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、特定非営利活動に充てなければなりません。  なお、職員に一定の基準（給与規定等）をもって労働の対価である給料を支払うことは収益の分配にはあたりません。</p>
	<p>③ <b>宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。</b></p>
	<p>④ <b>特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。</b></p>
	<p>⑤ <b>特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと。</b></p>
	<p>⑥ <b>特定の政党のために利用しないこと。</b></p>
社員	<p>⑦ <b>社員の資格の特喪に関して、不当な条件を付さないこと。</b>  「社員」とは、議決権を有する者のことをいいます。誰でも社員になることができ、また、自由に退会できるようになっていなければなりません。</p>
	<p>⑧ <b>10人以上の社員を有するものであること。</b></p>
役員	<p>⑨ <b>役員として理事を3人以上、監事を1人以上置くこと。</b>  理事は社員や職員を兼ねることができます。監事は社員を兼ねることはできますが、理事や職員を兼ねることはできません。</p>
	<p>⑩ <b>役員のうち、報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。</b>  「報酬」とは、役員報酬のことをいいます。会議に出席するための交通費などは費用弁償であり報酬ではありません。</p>

役員	<p>⑪ 役員のうちには、各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は各役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。 役員総数が5人以下の場合配偶者及び三親等以内の親族を含めることはできません。</p> <p>⑫ 役員が法に定める欠格事項に該当しないこと。 次に該当する場合は役員になることはできません。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法の規定に違反した場合</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合</li> <li>・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合</li> <li>・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</li> </ul> <p>オ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>カ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者</p>
団体	<p>⑬ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。</p>
会計	<p>⑭ 会計は「会計の原則」にしたがって行うこと。 会計の原則として3つの原則が定められています。</p> <p>ア 正規の簿記の原則 会計簿は正規の簿記の原則にしたがって正しく記帳されている。</p> <p>イ 真実性・明瞭性の原則 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。</p> <p>ウ 継続性の原則 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。</p>

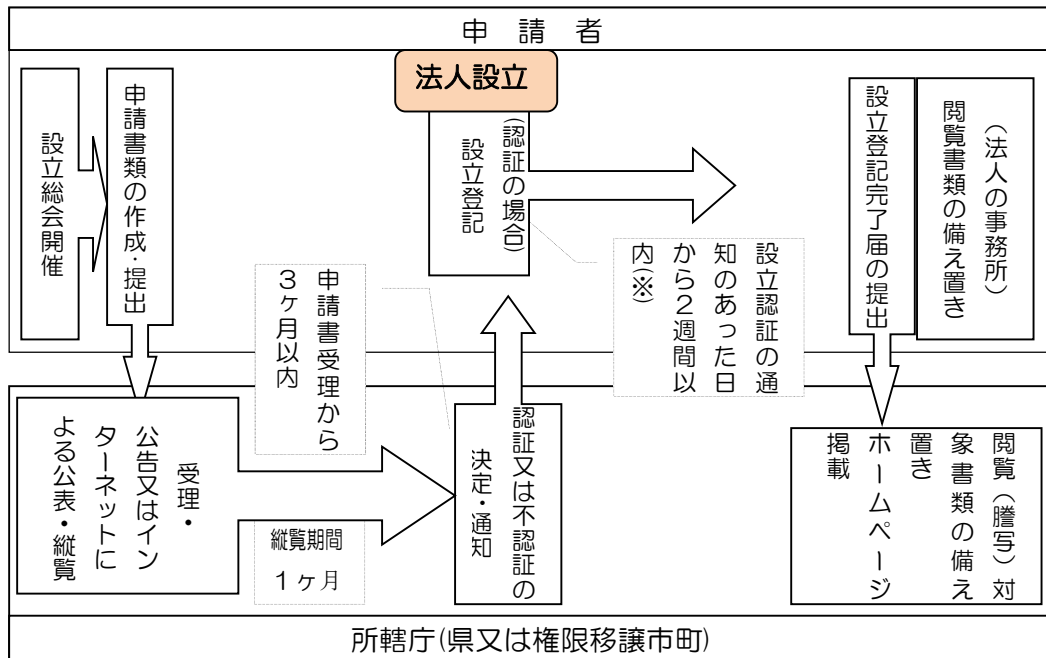
## 特定非営利活動の定義

### 1 次に該当する活動であること（法律の別表）

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

### 2 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

## (2) NPO法人設立の流れ



(注) その他の事務所がある場合は、主たる事務所の所在地を所管する法務局での設立登記の日から2週間以内に、その他の事務所の所在地を所管する法務局で登記を行う必要があります。

## ① 設立総会の開催準備

NPO法人を設立するためには、まず設立総会を開催することが必要です。設立総会を開催する前に、法人設立の趣旨、定款、役員、事業計画及び予算について十分話し合いを重ねることが大切です。

また、活動の内容によっては、他法令の許認可や届出等の手続きが必要となる場合があります。NPO法人格の取得準備と併せて、各法令を所管する部署と必要に応じて打合せを行ってください。

### ひとくちメモ 安定的な活動を継続するために

法人設立を目指すにあたっては、メンバー全員が社会に対する明確なミッション（使命）を持つことが最も重要です。活動によって、どのような新たな社会的価値を生み出そうとしているのか、メンバーで意思を共有するようにしましょう。

また、安定的・継続的な活動を発展させていくために、必要な資源（人、モノ、金）をどのように確保していくかも大変重要なことです。設立・運営に関わる全員が、検討の過程やさまざまな情報を共有するよう心がけましょう。

活動が長くなるにしたがって、「理事長しか法人の活動内容や経理がわからない」というような状態にならないよう、設立当初から事務局の体制を考えていくと良いでしょう。

## ② 設立総会の開催

設立認証申請の際に、設立総会の議事録謄本が必要となります。

## ③ 設立認証申請書の提出

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を所轄庁（注：所轄庁及び書類の提出先については6ページをご覧ください。）に提出し、設立の認証を受けることが必要です。

所轄庁は、申請書の受理日から1ヶ月間縦覧した後、原則として受理日から3ヶ月以内に認証又は不認証を決定して申請者に通知します。

### 書式や記載例の入手方法

○県ホームページからのダウンロード

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/tetsuduki.html>

とちぎNPO 検索 →NPO法人関連情報→NPO法人の設立手続き からも可能

○「特定非営利活動促進法の手引き」の購入

栃木県庁 2階「情報公開推進室」又は各地方庁舎内の栃木県職員生活協同組合 地方売店を御利用ください（詳しくは20ページをご覧ください）。

### ひとくちメモ 所轄庁について

栃木県に主たる事務所のあるNPO法人の所轄庁は「栃木県」ですが、栃木県では、NPO法に関する事務の権限の一部を県内すべての市町に移譲しています。権限移譲を受けた市町では、設立認証申請書等の受理及び認定・定款変更などの各届出書及び事業報告書等の受理・監督等を行っています。

本書では、権限移譲を受けてNPO法人の認証等を行う市町も「所轄庁」と呼んでいます。

但し、「所轄庁の変更」とあるときは、主たる事務所を栃木県外に変更することを指します。



## 申請に必要な書類

	提出書類	部数
ア	設立認証申請書	1
イ	定款	2
ウ	役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所、各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2
エ	就任承諾及び誓約書の謄本 (各役員が NPO 法第 20 条(役員の欠格事項)に該当しないこと及び第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)	1
オ	各役員の住所又は居所を証する書面 (住民票の写し、発行日が申請日の前 6 月以内のものであり、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)	1
カ	社員のうち 10 人以上の者の名簿 (社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面)	1
キ	確認書 (NPO 法第 2 条第 2 項第 2 号(宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと)及び第 12 条第 1 項第 3 号(暴力団でないこと)に該当することを確認したことを示す書面)	1
ク	設立趣旨書	2
ケ	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1
コ	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	各 2
サ	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	各 2

## 所轄庁及び書類の提出先

事務所の所在地	所轄庁	提出先
二以上の都道府県に所在する法人	主たる事務所が所在する都道府県知事	各都道府県担当課にお問い合わせください。 栃木県の場合→栃木県県民生活部県民文化課
一の政令指定都市の区域内のみに所在する法人	政令指定都市の長	各政令指定都市にお問い合わせください。
栃木県内のみで二以上の市町に所在する法人	栃木県知事	栃木県県民生活部県民文化課
栃木県内の一の市町に事務所が所在する法人	栃木県知事	各市町の NPO 法担当課

#### ④ 設立の登記（以下の手続きは認証された場合に適用）

認証を受けたNPO法人は、設立認証の通知があった日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において設立登記をすることにより、法人として成立します。（その他の事務所がある場合は、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においても登記する必要があります。）登記方法については法務局にご確認ください。

設立の登記が済んだら遅滞なく、所轄庁に「設立登記完了届」提出してください。

なお、設立の認証を受けてから 6 月を経過しても登記しないときは、設立の認証を取り消すことがあります。

#### 設立登記完了の届出に必要な書類

	提出書類	部数
ア	設立登記完了届出書	1
イ	登記事項証明書（正本 1 部、写し 1 部）	2
ウ	設立当初の財産目録	2

#### ⑤ 閲覧書類の備置き

NPO法人は下表の書類を事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

所轄庁においても、閲覧又は謄写を請求された場合は閲覧又は謄写に供することとなります。また、法人の概要を県ホームページに、また、定款等を内閣府 NPO ポータルサイトに掲載することとしています。

#### 設立当初に備え置きが必要な書類

	書類
ア	定款
イ	役員名簿
ウ	事業計画書
エ	活動予算書
オ	設立の時の財産目録
カ	認証に関する書類の写し
キ	登記に関する書類の写し

#### ⑥ 法人設立に伴う各種手続き

NPO 法人も課税対象となりますので、事業所開設の届出が必要です。手続きについては最寄りの税務署、県税事務所、市町村税務担当課へお問い合わせください。

職員を雇用する場合は、就業規則の整備、労働保険（労災保険、雇用保険）、社会保険（健康保険、厚生年金）への加入が必要な場合があります。詳しくは最寄りの労働基準監督署やハローワーク、社会保険事務所へお問い合わせください。

また、事業内容によって、NPO法以外の法令に関わる手続きも必要です。

### 3 法人格取得後の義務

法人格取得後は、NPO法やその他の法令、定款の定めにしたがって活動しなければなりません。所轄庁は、事業報告書等の書類により法人の運営を把握するほか、NPO法に基づく報告をさせること、検査すること、改善命令を行うこと、設立の認証を取り消すことがあります。また、罰則も定められています。

#### (1) 事業報告書等の作成と所轄庁への提出（毎事業年度）

NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成し、作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その法人のすべての事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人から請求があったときは、最新の事業報告書等を閲覧させなければなりません。

また、所轄庁に毎事業年度初めの三月以内に事業報告書等を提出しなければなりません。所轄庁においても、提出された事業報告書等(過去5年間に提出を受けたもの)に限ります。)の閲覧又は謄写請求があった時は、これを閲覧させ、又は謄写させることとなっています。併せて、広く情報を提供するため、内閣府NPOポータルサイトに掲載することとしています。

なお、事業報告書等の提出を怠った場合は、20万円以下の過料に処せられることがあります。また、3年以上にわたって所轄庁に提出が行われなかったときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができます。

#### 毎事業年度初めの3月以内に作成し所轄庁へ提出する書類

	提出書類	部数
①	事業報告書等提出書	1
②	事業報告書	2
③	計算書類（活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記）	2
④	財産目録	2
⑤	年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	2
⑥	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名 （法人の場合はその名称及び代表者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）	2

※法人の事務所においては、上表①以外の書類を備え置く必要があります。

#### ひとくちメモ 計算書類及びNPO法人会計基準について

「計算書類」とは、「活動計算書」、「貸借対照表」（計算書類の注記を含む）のことをいいます。計算書類のうち、「活動計算書」は、“法人の1年間の収益から費用や損失を引いて、正味財産がどれだけ増減したか”を示す、営利企業における損益計算書に相当するものです。また、「注記」は、貸借対照表や活動計算書では伝えきれない事項を補うものです。

NPO法人の会員になったり、寄附をしようとしたりする方にとって、その法人がどのような



活動をしてどのような財務基盤を有しているか等の財務的生存力を把握するための情報は重要です。また、“市民が法人の活動を監督する”という法の理念から、正味財産の増減とその理由が分かり易く示されている必要があります。

誰が見ても分かり易くするためには、一定のルールのもと、統一的な書式で活動計算書が作成されていることが望まれます。このため、全国のNPO支援団体等から組織された「NPO法人会計基準協議会」が、平成22年7月に「NPO法人会計基準」を策定・公表しました（平成23年11月20日改訂）。また、内閣府の「特定非営利活動促進法人の会計の明確化に関する研究報告書」（平成23年11月）においても、「NPO法人会計基準」が現段階で最も望ましい会計基準とされており、各所轄庁やNPO活動支援組織は連携して「NPO法人会計基準」の普及を図っています。活動計算書を作成する場合は、「NPO法人会計基準」に基づいて作成していただくようお願いします。

## (2) 資産の総額の変更登記・貸借対照表の公告

平成28年6月の法改正により、現在行われている資産の総額の変更登記については組合等登記令が改正され、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除される予定（改正時期は平成29年3月現在未定）です。なお、平成29年度（4月1日に事業年度が開始する法人の場合。）の事業年度終了後における資産総額の変更登記は従来どおり実施しなければならない予定です。

また、資産の総額の変更登記に代わるものとして、法第28条の2として新たに「貸借対照表の公告」に関する規定が追加されました。貸借対照表の公告の施行日は、「公布の日から起算して2年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日（改正法附則第1条第2号、以下「2号施行日」という。）」となっており、それに伴う経過措置も定められています。

### ① 資産の総額の変更登記

NPO法人は、毎事業年度末日現在の資産の総額（正味財産額）の変更登記を、毎事業年度末日から3月以内に行わなければなりません。具体的な手続きについては、法務局へお問い合わせください（※資産の総額の変更登記は毎事業年度末日から2月以内とされていましたが、組合等登記令が改正されて平成28年4月1日以後に開始する事業年度からは毎事業年度末日から3月以内に改正されました。）。

### ② 貸借対照表の公告方法

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく公告することになります。貸借対照表の公告の方法として、次のア～エの方法のいずれかを定款で具体的に定めておく必要があります（法第28条の2第1項）。

ア 官報に掲載する方法（第1号）

イ 日刊新聞紙に掲載する方法（第2号）

ウ 電子公告（第3号、法人のホームページのほか、内閣府NPOポータルサイト等を利用する方法を含む）

エ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（第4号）

※ア及びイの場合は、1度掲載することで公告となりますが、ウの場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、エの場合は公告開始後1年を経過する日までの間、継続して公告する必要があります。

※貸借対照表の公告を、現行の定款で規定する方法とは別な方法にする場合には、定款変更が必要となります。

※官報への掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」で足りません（法第28条の2第2項）。

### ③ 貸借対照表の公告に関する経過措置

貸借対照表の公告は、公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日（改正法附則第1条第2号。以下「2号施行日」という。）が施行日となります。

#### 経過措置

- 2号施行日以後に作成する貸借対照表は、作成後遅滞なく公告する…「●」（改正法附則第4条第1項）
- ただし、施行日（平成29年4月1日）前に作成、又は施行日から2号施行日の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの（以下「特定貸借対照表」という。）は、次のいずれかのときに公告する
  - 2号施行日以後に遅滞なく公告：同条第2項…「☆」
  - 2号施行日までに公告：同条第3項…「★～☆の間」

**※特定貸借対照表は「☆」または「★～☆の間」のいずれかのときに公告しますが、資産の総額についても登記「◎」が必要となります。**

次の図では、平成30年10月1日を「2号施行日」と仮定し、事業年度を4月1日～3月31日に設定する法人（ケース①）と、事業年度を10月1日～9月30日に設定する法人（ケース②）について、「資産の総額の登記（法務局）」と「貸借対照表の公告」の作業スケジュールを参考例として記載したものです。



### (3) 役員変更の届出

役員に変更があったときは、遅滞なく「役員の変更届出書」に必要書類を添えて所轄庁に提出しなければなりません。また、代表権を有する役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に変更の登記が必要です。

なお、役員名簿は、法人のすべての事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人から請求があったときは、最新の役員名簿を閲覧させなければなりません。所轄庁に提出された最新の役員名簿は、閲覧又は謄写の請求があった時は、これを閲覧させ、又は謄写させることとなっています。

#### 所轄庁への届出が必要な場合

- 再任(任期満了に伴う再任)
- 新任(補欠の増員や、理事が監事に、監事が理事に就任した場合等)
- 任期満了
- 死亡
- 辞任
- 解任
- 住所又は居所の異動
- 改姓又は改名

## (4) 定款変更認証・届出

定款を変更するときは、社員総会の議決を経て所轄庁に定款変更認証申請又は定款変更届出を行う必要があります。認証又は届出のいずれが必要かは下表のとおりです。

定款変更認証の場合、申請された書類の一部を所轄庁が受理日から1ヶ月間公告縦覧し、申請書の受理後原則として3ヶ月以内に認証又は不認証の決定を行います。具体的な手続きや提出書類については所轄庁へお問い合わせください。

認証事項	届出事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的の変更</li> <li>・ 法人の名称変更</li> <li>・ 所轄庁の変更を伴う事務所所在地の変更</li> <li>・ 活動の種類の変更</li> <li>・ 事業の種類の変更</li> <li>・ 社員の資格の得喪に関する事項</li> <li>・ 役員に関する変更（役員の定数に関するものを除く）</li> <li>・ 会議に関する変更</li> <li>・ その他の事業を行う場合における、その種類、その当該その他の事業に関する変更</li> <li>・ 残余財産の帰属すべき者に関する事項の変更</li> <li>・ 定款の変更に関する変更</li> </ul>	<p><u>認証事項以外</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更</li> <li>・ 役員の定数の変更</li> <li>・ 資産に関する事項の変更</li> <li>・ 会計に関する事項の変更</li> <li>・ 事業年度の変更</li> <li>・ 解散に関する変更（残余財産の帰属に関する事項を除く）</li> <li>・ 公告の方法の変更</li> <li>・ NPO法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）</li> </ul>

### ひとくちメモ 変更後の定款の効力発生日

届出事項の場合は、総会で決議された日が効力発生日となります。定款変更認証申請を行った場合は定款変更認証のあった日となります。定款変更認証申請の場合、認証又は不認証となるまでに、NPO法に定める一定の期間がかかります。目的や活動の種類或いは事業の変更などの場合は特に、変更しようとする時期に合わせて手続きを始めるよう注意してください。

なお、届出事項と認証事項が混在する場合は、手続きの進め方によって効力発生日が異なります。あらかじめ所轄庁に相談いただきますようお願いいたします。

## (5) NPO法人に対する監督

### ① 報告・検査（NPO法第41条第1項）

法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して報告を求めたり、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務や財産の状況、帳簿、書類等を検査することがあります。

### ② 改善命令（NPO法第42条）

法人が設立認証の要件を欠く場合や法令、法令に基づいてする行政庁の処分に



違反する場合、定款に違反する場合、運営が著しく適正を欠く場合は、法人に対して、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命令することがあります。

③ 設立認証の取り消し（法第 13 条第 3 項、法第 43 条第 1 項、第 2 項）

次の場合は、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

- 所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- 事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によっても監督の目的を期待することができない場合
- 所轄庁の設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしない場合

④ 罰則

罰則 (NPO 法根拠条文)	違反行為の内容・処罰の対象となる者
50 万円以下の罰金 (第 78 条、第 79 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がないのに、所轄庁の改善命令に違反してその命令に係る措置をとらなかった者</li> <li>・法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等</li> </ul>
20 万円以下の過料 (第 80 条)	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合の法人の理事、監事又は清算人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき</li> <li>・法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき</li> <li>・所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</li> <li>・事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備え置きの規定に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき</li> <li>・定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき</li> <li>・理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき</li> <li>・NPO 法人が貸借対照表の公告の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等及び破産手続開始の申立てに関する公告の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき</li> <li>・NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき</li> <li>・NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定に違反したとき</li> <li>・法第 41 条第 1 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき</li> </ul>
10 万円以下の過料 (第 81 条)	<p>特定非営利活動法人以外の者が、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使った場合</p>

## 4 NPO法人の解散

### (1) 解散の事由

NPO法人は、次の事由で解散します。最終的には、清算手続きを経て清算終了登記を行うことで法人格は消滅します。具体的な手続きはお問い合わせください。

	解 散 事 由	所轄庁への 手続き
①	社員総会の決議 社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。(ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。)	届出
②	定款で定めた解散事由の発生	届出
③	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について成功する見込みがなくなり(またはすることがなくなり)、その法人の存在意義がなくなってしまったような場合をいいます。	認定申請
④	社員の欠亡 「社員の欠亡」とは、社員が0人になった状態のことをいいます。1～9人となった場合だけでは該当しません。	届出
⑤	合併	手続不要 (別途合併認証申請)
⑥	破産手続き開始の決定 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合は、裁判所は理事若しくは債権者の申立てにより、又は職権により破産手続き開始の決定をします。	届出
⑦	法第43条に規定する設立認証の取消し 所轄庁からの改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができない場合や3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が設立認証の取り消しを行うことがあります。	—

#### ひとくちメモ 解散するときは費用がかかります

最近、NPO法人の設立が増えると同時に、解散に関する相談も増えています。法人の使命を達成したため解散する場合もあれば、メンバーが高齢化して活動ができなくなった、という場合も増えています。NPO法人は、「特定非営利活動を行うための法人」です。法律の趣旨からすると、法人の活動を停止したいいわゆる「休眠法人」は法律の趣旨に反します。活動再開の見込みがない場合は、社員総会の開催ができるうちに思い切って法人を解散し、任意団体として継続したり、必要に応じて再度設立することも選択肢のひとつではないでしょうか。

解散する場合には、債権者に一定期間内に債権の申出をするよう官報に公告を掲載しなければなりません。そのための費用もかかりますので留意してください。

## (2) NPO法人の財産について

NPO法人は、財産を株式会社のように構成員で分配することはできません。個人の財産をNPO法人に寄付した場合であっても、法人の財産となった以上、個人に返還することはできません。

NPO法人が解散し、清算手続きをして債権・債務を整理し、最終的に法人の手元に残った財産を「残余財産」といいます。NPO法人の残余財産の譲渡先（「残余財産の帰属先」といいます。）は、合併及び破産手続きの開始の決定による解散の場合を除き、定款で定めた者となります。

定款で定めることができる帰属先は次の法人のうちから選ばなくてはなりません。

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合、清算人は、所轄庁の認証を得て、財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

### 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者

- ① 他のNPO法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益財団法人又は公益社団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

## 5 NPO法人に関する税について

法人の成立後はさまざまな税金がかかります。ここでは、主なものについて記載します。詳細については、国税は管轄の税務署、地方税は県税事務所及び各市町村の税務担当課に確認してください。

### (1) 法人税（国税）

特定非営利活動にかかわる事業であっても、法人税法に規定された「収益事業」から生ずる所得に対して課税されます。

#### 法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

### (2) 法人事業税（県税）

税法上の収益事業から生じた所得に対して、課税されます。

### (3) 事業所税（市町村税）

一定規模以上の事務所や事業所に課税されます。市町によっては課税しない市町もあります。

### (4) 法人住民税（県税・市町村税）

#### ① 法人税割

法人税の確定申告における法人税額に対して、課税されます。

#### ② 均等割

所得の有無にかかわらず、原則として事務所の所在する都道府県及び市町村ごとに課税されます。

#### ひとくちメモ 栃木県のNPO法人への税制上の優遇措置

栃木県では、法人税法上の収益事業を行わないNPO法人に対し、法人県民税均等割を免除する措置を講じています。また、収益事業を行うNPO法人のうち、設立日以後3年以内に終了する事業年度に限り、収益事業における所得の計算上、益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る法人県民税均等割を免除する措置を講じています。

その他、法人設立日から3年以内のNPO法人については、法人設立日から3年以内にNPO法人へ無償譲渡された不動産・自動車の取得に対して課税される不動産取得税及び自動車取得税を免除する措置を講じています。

いずれの場合も免除申請が必要です。詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

## (5) 寄付した者に関する優遇措置

株式会社等の普通法人が特定非営利活動法人に対して寄附した場合、一般寄附金枠内で損金算入することが可能です。

個人については、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県又は市区町村が条例で指定するものについては、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

都道府県が条例で指定した寄附金については、その2千円を超える部分の金額に4%を乗じた金額が都道府県民税から控除されます。また、市区町村が条例で指定した寄附金については、その2千円を超える部分の金額に6%を乗じた金額が市町村民税から控除されます。

どのような寄附金が指定されているかは、その法人の主たる事務所(その他の事務所)が所在する都道府県や市区町村の税務担当課にお問い合わせください。

### **ひとくちメモ** 認定(特例認定)特定非営利活動法人に対する優遇税制

一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定若しくは特例認定を受けたNPO法人は「認定特定非営利活動法人」若しくは「特例認定特定非営利活動法人」といいますが、これらの法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした個人は、所得税の優遇措置を受けることができます。また、その認定(特例認定)NPO法人が都道府県や市区町村の条例で指定されている場合は、個人住民税の優遇措置を受けることができます。

なお、法人が寄附した場合においても、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられています。

※「仮認定特定非営利活動法人」は、平成28年の法改正により「特例認定特定非営利活動法人」に名称が改められました。名称の変更のみで、認定基準等は従来どおりです。また、施行日(平成29年4月1日)に既に旧法の仮認定を受けている法人は特例認定を受けたものとみなされ、有効期間は残存期間となります。



## 6 関係機関

### (1) 市町NPO法担当課※平成29年3月現在

市町名	NPO担当課	郵便番号	住所	電話番号
宇都宮市	みんなでまちづくり課	320-8540	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2288
足利市	市民生活課	326-8601	足利市本城 3-2145	0284-20-2154
栃木市	地域づくり推進課	328-8686	栃木市万町 9-25	0282-21-2332
佐野市	市民活動促進課	327-8501	佐野市高砂町 1	0283-20-3812
鹿沼市	地域活動支援課	322-8601	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2240
日光市	地域振興課	321-1292	日光市今市本町 1	0288-21-5147
小山市	市民生活課	323-8686	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9248
真岡市	安全安心課	321-4395	真岡市荒町 5191	0285-83-8394
大田原市	政策推進課	324-8641	大田原市本町 1-4-1	0287-23-8715
矢板市	総合政策課	329-2192	矢板市本町 5-4	0287-43-1112
那須塩原市	市民協働推進課	325-8501	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7151
さくら市	企画政策課	329-1392	さくら市氏家 2771	028-681-1113
那須烏山市	まちづくり課	321-0692	那須烏山市中央 1-1-1 (烏山庁舎)	0287-83-1151
下野市	市民協働推進課	329-0402	下野市笹原 26	0285-32-8887
上三川町	企画課	329-0696	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9118
益子町	総務課	321-4293	益子町大字益子 2030	0285-72-8824
茂木町	生涯学習課	321-3531	茂木町大字茂木 143-1	0285-63-1137
市貝町	総務課	321-3493	市貝町大字市塙 1280	0285-68-1111
芳賀町	生涯学習課	321-3321	芳賀町下高根沢 2552	028-677-0306
壬生町	生活環境課	321-0292	壬生町通町 12-22	0282-81-1888
野木町	生活環境課	329-0195	野木町大字丸林 571	0280-57-4132
塩谷町	企画調整課	329-2292	塩谷町大字玉生 741	0287-45-1112
高根沢町	企画課	329-1292	高根沢町大字石末 2053	028-675-8102
那須町	企画財政課	329-3292	那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6935
那珂川町	総務課	324-0692	那珂川町馬頭 409	0287-92-1111

## 7 参考情報

### (1) 「特定非営利活動促進法の手引き」購入について

下記の場所で販売しています。(1冊500円)

栃木県職員生活協同組合地方売店(土・日・祝祭日は休み、9時～17時30分)  
※在庫について電話等でご確認ください。

売店名	所在地	電 話
河内庁舎売店	宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3191
上都賀庁舎売店	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-65-7512
芳賀庁舎売店	真岡市荒町 5197	0285-83-6922
下都賀庁舎売店	栃木市神田町 6-6	0282-24-9822
塩谷庁舎売店	矢板市鹿島町 20-22	0287-43-6265
那須庁舎売店	大田原市中央 1-9-9	0287-23-4905
南那須庁舎売店	那須烏山市中央 1-6-92	0287-83-1546
安蘇庁舎売店	佐野市掘米町 607	0283-22-4179
足利庁舎売店	足利市伊勢町 4-19	0284-43-1430

栃木県庁内(情報公開推進室)(土・日・祝祭日は休み、8時30分～17時15分)

名 称	所在地	電 話
経営管理部文書学事課情報公開推進室	宇都宮市塙田 1-1-20 県庁本館 2階	028-623-2073

### (2) 法人に関する登記について(栃木県内)

栃木県内に主たる事務所を置く法人に関する登記は、下記に申請してください。

名 称	所在地	電 話
宇都宮地方法務局 登記部門(法人登記部門)	宇都宮市小幡 2-1-11	028-623-0918

### (3) 参考Webサイト

サイト名	内 容	アドレス
栃木県 ホームページ	NPO法人の設立、運営、解散等の手続きに必要な書式や記載例、県内に主たる事務所を置くNPO法人一覧、等	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npn/npn/index-npn.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npn/npn/index-npn.html</a>
	県税、市町村税に関する案内	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html</a>
内閣府NPO ホームページ	NPOのイロハ、内閣府作成NPO法の手引き、NPO法に関するQ&A、等	<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/">https://www.npo-homepage.go.jp/</a>
法務省 ホームページ	NPO法人に関する登記の書式、記載例	<a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor4">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor4</a>
NPO法人会計基準協議会 ホームページ	みんなで使おう!NPO法人会計基準	<a href="http://www.npokaikeikijun.jp/">http://www.npokaikeikijun.jp/</a>
国税庁 ホームページ	特定非営利活動促進法により設立されたNPO法人の法人税法上の取扱い	<a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaisaku/shitsugi/hojin/21/14.htm">http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaisaku/shitsugi/hojin/21/14.htm</a>



## 「ぽ・ぽ・ら」をご利用ください

とちぎボランティアNPOセンター（愛称「ぽ・ぽ・ら」）は、栃木県内のボランティアやNPO活動を応援、推進するために県が設置した民営の施設です。  
（運営：とちぎ協働デザインリーグ）

NPO法人の設立・運営やボランティア活動に関する相談、活動に役立つメールマガジンの発行など、皆さんの社会貢献活動を応援します。

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和 2-2-7

TEL：028-623-3455

FAX：028-623-3465

ホームページ <https://tochigi-vnpo.net/>